資料 1

本学職員退職手当規程の改正について（案）

～国家公務員退職手当法の一部改正関連～

【国家公務員退職手当法の改正のポイント】

1．人事院調査による退職給付（退職手当＋年金（事業主分））に関する官民較差（平均402.6万円）を，退職手当の基本額の支給水準を段階的に引き下げることにより解消する。

（1）成立日：平成２４年１１月１６日

（2）施行日：平成２５年 １ 月 １ 日

（3）内容

基本額 ＝ 退職時本給月額 × 退職理由・在職年数に応じた支給割合 × 調整率

調整率

現　行	104/100
H25.1.1～H25.9.30	98/100（△ 6%）
H25.10.1～H26.6.30	92/100（△12%）
H26.7.1～	87/100（△17%）

2．平均年齢が上昇している状況を踏まえ，年齢別構成の適正化を図るため早期退職募集制度を導入し，早期退職によるインセンティブを拡大する。

（1）施行日：公布日から１年以内

（2）内容

年齢，職位等を特定して早期退職募集を行い，職員が応募して認定を受けて退職した場合，官側都合による退職として退職手当を算定する。対象等は以下のとおり。

適用対象年齢の下限	４５歳（現行：５０歳）
割増内容	勤続２０年以上の場合，定年前１年につき３%を上限として割増（現行：一律2%）

※懲戒歴のある者（管理又は監督に係る職務を怠った場合のものは除く。）等は対象外とする。

【 本 学 の 対 応 】

国家公務員退職手当法の改正に伴う本学職員退職手当規定の改正については，人事院勧告の実施と同様，社会一般情勢への適合の観点から以下のとおり実施する。

（1）職員退職手当の改正

・国と同様に支給率を段階的に引き下げる。

・国と同様の早期退職制度を導入する。適用対象年齢については，定年から１５年を減じた年齢以上の者とする。（教員：４８歳以上，職員４５歳以上）

（2）選択的定年制廃止の検討

教員に関して早期退職希望制度を導入した場合，勤続２０年以上で６０歳から６２歳までを対象とする現行の選択的定年制が内容的に包含されることとなるため廃止する。

＜参考＞

[国立大学法人法第35条:独立行政法人通則法第63条第3項抜粋]

（職員の給与等）

第63条

3　前項の給与及び退職手当の支給の基準は，当該独立行政法人（準用読み替え:「国立大学法人」）の業務の実績を考慮し，かつ，社会一般の情勢に適合したものとなるように定めなければならない。